



第119回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年6月21日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

東京都港区芝浦1-2-3
シーバンスS館1階大ホール

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件



日本道路株式会社

証券コード: 1884



株主の皆様には、日頃よりご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第119回定時株主総会を2024年6月21日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の決議事項、報告事項及び2023年度の事業の概要をご説明申し上げますのでご覧くださいませようお願い申し上げます。

代表取締役社長

石井敏行

目次

招集ご通知

第119回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	5

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役8名選任の件	8
第3号議案 監査役4名選任の件	15

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	20
2. 会社の現況に関する事項	31

連結計算書類	40
--------	----

計算書類	42
------	----

監査報告	44
------	----

ご参考 NICHIDO Topics	50
-----------------------	----

株主各位

証券コード 1884
2024年5月31日
(電子提供措置の開始日 2024年5月24日)
東京都港区芝浦一丁目2番3号

日本道路株式会社
代表取締役社長 石井 敏行

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第119回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.nipponroad.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「日本道路」または「コード」に当社証券コード「1884」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月21日(金曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)
2 場 所	東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館1階大ホール (会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第119期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第119期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

<株主の皆様へのお願い>

- 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
 - ①事業報告 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況に関する事項
 - ②連結計算書類 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類 株主資本等変動計算書及び個別注記表
- お身体が不自由なまたは障がいのある株主様で、会場でのサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

日本道路株式会社 管理本部総務部
電話：03-4218-4891（代表）
（平日8：30～17：30）

<インターネットによる事後動画配信のお知らせ>

- 株主様に本株主総会の模様をご覧いただくことができるよう、準備ができ次第、当社ウェブサイトにて事後の動画配信をいたします。
当社株主総会ウェブサイト <https://www.nipponroad.co.jp/ir/stock/meeting/>

本総会に係る招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。電子提供制度または書面交付請求に関する詳細は、みずほ信託銀行証券代行部までお問い合わせください。

<電子提供制度または書面交付請求に関するお問い合わせ先>

みずほ信託銀行証券代行部 0120-524-324（平日9：00～17：00）

https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/category/show/72?site_domain=daikou

議決権行使についてのご案内

株主の皆様におかれましては「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権のご行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席



議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

6月21日（金曜日）
午前**10時**
(受付開始：午前9時)

議決権行使書用紙をご郵送



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。

行使期限

6月20日（木曜日）
午後**5時30分**到着

インターネット等によるご行使



当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

6月20日（木曜日）
午後**5時30分**まで

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >>> **[賛]** の欄に○印
- 反対する場合 >>> **[否]** の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >>> **[賛]** の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> **[否]** の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >>> **[賛]** の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、事前のご利用申込みにより株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

監査体制の強化、充実を図るため、現行定款第25条に定める監査役の定員の上限を1名増員し、4名から5名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会 (定員) 第25条 当社に監査役 <u>4</u> 名以内をおく。	第 5 章 監査役及び監査役会 (定員) 第25条 当社に監査役 <u>5</u> 名以内をおく。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席回数 (2023年度)	在任年数
1	再任 石井敏行	代表取締役社長	100% (14回/14回)	8年
2	再任 兵藤政和	代表取締役専務執行役員	100% (11回/11回) (注)	1年
3	再任 伊藤馨	取締役専務執行役員	100% (14回/14回)	5年
4	再任 河西俊彦	取締役常務執行役員	100% (14回/14回)	3年
5	再任 高杉丈之	取締役常務執行役員	100% (11回/11回) (注)	1年
6	再任 社外 独立 松本拓生	社外取締役	100% (14回/14回)	5年
7	再任 社外 独立 森村望	社外取締役	100% (14回/14回)	2年
8	再任 社外 独立 小椋ふみ子	社外取締役	100% (11回/11回) (注)	1年

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 兵藤政和氏、高杉丈之氏及び小椋ふみ子氏の取締役会出席回数は、2023年6月23日開催の第118回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号

1



いし い としゆき
石井 敏行

(1958年2月26日生)

再任

在任期間 8年

取締役会出席 100%(14回/14回)

所有する当社の株式数

18,400株

**略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況**

1982年 4月 当社入社
2016年 6月 当社取締役執行役員
2017年 4月 当社取締役常務執行役員
2019年 4月 当社取締役専務執行役員
2021年 4月 当社代表取締役執行役員副社長
2022年 4月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

石井敏行氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有するとともに、2016年に取締役執行役員に就任、2021年には代表取締役に就任し、以来、当社グループの企業価値向上を目指してリーダーシップと決断力を以てその職責を果たしております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2



ひょうどう まさかず
兵藤 政和

(1960年4月19日生)

再任

在任期間 1年

取締役会出席 100%(11回/11回)

所有する当社の株式数

3,400株

**略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況**

1984年 4月 清水建設株式会社入社
2010年 4月 同社九州支店経理部長
2014年 4月 同社北海道支店副支店長
2016年 4月 同社財務部長
2019年 4月 同社執行役員財務部長、関係会社担当
2020年10月 同社執行役員財務担当、IR担当
2023年 4月 当社専務執行役員
2023年 6月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)

現在の当社における担当

管理本部長

取締役候補者とした理由

兵藤政和氏は、清水建設株式会社において、財務部長、執行役員財務担当等を歴任し、現在は当社代表取締役専務執行役員を務めております。同氏は建設業における幅広い経験と豊富な専門知識を有するとともに、2023年に代表取締役に就任し、以来、当社グループの継続的な企業価値の向上に貢献しております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3		いとう 伊藤 かおる 馨 (1963年2月12日生)	再任 在任期間 5年 取締役会出席 100%(14回/14回)	所有する当社の株式数 17,300株
-----------------------	---	--	---------------------------------------	------------------------------

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社
2015年4月	当社生産技術本部工事部長
2016年4月	当社中部支店長
2017年4月	当社執行役員中部支店長
2019年4月	当社常務執行役員営業本部長
2019年6月	当社取締役常務執行役員
2022年4月	当社取締役専務執行役員(現任)

現在の当社における担当 営業本部長兼安全環境品質・海外事業担当

取締役候補者とした理由 伊藤 馨氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有しており、2017年に執行役員に就任、その後営業本部長として営業部門を統括、2019年には取締役常務執行役員に就任、2022年に取締役専務執行役員に就任し、当社グループの継続的な企業価値の向上に貢献しております。
これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4		かさい 河西 としひこ 俊彦 (1965年4月3日生)	再任 在任期間 3年 取締役会出席 100%(14回/14回)	所有する当社の株式数 11,100株
-----------------------	--	---	---------------------------------------	------------------------------

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社
2013年4月	当社経理部副部長
2015年4月	エヌディーリース・システム株式会社代表取締役社長
2019年4月	当社経営企画部長
2020年4月	当社執行役員経営企画部長
2021年6月	当社取締役執行役員経営企画部長
2023年4月	当社取締役常務執行役員(現任)

現在の当社における担当 経営推進本部長

取締役候補者とした理由 河西俊彦氏は、経理部副部長、子会社のエヌディーリース・システム株式会社の社長や当社経営企画部長を務めるなど、財務・会計・経営に関し豊富な経験と高い見識を有しております。また、2020年に執行役員に就任、2021年には取締役執行役員に就任、2023年4月から取締役常務執行役員に就任し、当社グループの継続的な企業価値の向上に貢献しております。
これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5



たかすぎ たけし
高杉 丈之

(1964年4月29日生)

再任

在任期間 1年

取締役会出席 100%(11回/11回)

所有する当社の株式数

10,000株

**略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況**

1988年4月 当社入社
2016年4月 当社九州支店長
2017年4月 当社執行役員九州支店長
2019年4月 当社執行役員北関東支店長
2022年4月 当社常務執行役員
2023年6月 当社取締役常務執行役員（現任）

現在の当社における担当

生産技術本部長

取締役候補者とした理由

高杉丈之氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有しており、2017年に執行役員に就任、2022年には常務執行役員に就任し、生産技術本部長として工事・製販部門を統括、2023年には取締役常務執行役員に就任し、当社グループの継続的な企業価値の向上に貢献しております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6



まつもと たく
松本 拓生

(1972年11月22日生)

再任

社外

独立

在任期間 5年

取締役会出席 100%(14回/14回)

所有する当社の株式数

0株

**略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況**

1999年4月 第二東京弁護士会登録
2001年5月 TMI総合法律事務所入所
2006年3月 ニューヨーク州弁護士資格取得
2007年1月 TMI総合法律事務所パートナー
2014年4月 恵比寿松本法律事務所代表（現任）
2018年9月 株式会社エブリー社外監査役（現任）
2019年6月 当社社外取締役（現任）
2021年6月 全保連株式会社社外監査役（現任）
2022年6月 株式会社フェローテックホールディングス社外監査役（現任）
2023年12月 東急株式会社社外監査役（現任）

**社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要**

松本拓生氏は、弁護士としての見識及び国内外の企業買収や企業不祥事案件などに携わった幅広い経験を有し、独立性が高いことから中立的かつ客観的立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 7	 もりむら 森村 <small>(1957年7月10日生)</small>	<small>のぞむ</small> 望	再任 社外 独立	在任期間 2年 取締役会出席 100%(14回/14回)
所有する当社の株式数			0株	

**略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況**

1980年 4月 東陶機器株式会社（現TOTO株式会社）入社
 2010年 4月 TOTO株式会社執行役員名古屋支社長
 2013年 4月 同社上席執行役員販売統括本部担当
 2013年 6月 同社取締役常務執行役員販売統括本部担当
 2016年 4月 同社取締役専務執行役員販売推進グループ、お客様、デザイン担当兼Vプラン日本住設事業担当
 2017年 4月 同社代表取締役副社長執行役員販売関連連掌、お客様、文化推進、内部監査室担当兼Vプランマーケティング革新担当
 2020年 6月 同社顧問
 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

**社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要**

森村 望氏は、上場会社経営者としての豊富な経験と実績及び高い見識を有し、独立性が高く中立的かつ客観的立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8	 <small>こ さ お</small> 小棹	<small>こ</small> ふみ子	再任 社外 独立	在任期間 1年 取締役会出席 100%(11回/11回)
所有する当社の株式数			0株	

**略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況**

1973年 4月 国税庁入庁
 2011年 7月 関東信越国税局行田税務署長
 2014年 7月 東京国税局日本橋税務署長
 2015年 8月 税理士登録
 小棹ふみ子税理士事務所代表（現任）
 2016年 6月 飛鳥建設株式会社社外監査役
 2017年 3月 株式会社建設技術研究所社外取締役（現任）
 2017年 6月 メタウォーター株式会社社外取締役（現任）
 2020年 7月 株式会社トール社外取締役（監査等委員）（現任）
 2023年 6月 当社社外取締役（現任）

**社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要**

小棹ふみ子氏は、税理士としての豊富な経験と専門知識を有し、独立性が高く中立的かつ客観的な立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 兵藤政和氏は、過去10年以内において、当社親会社である清水建設株式会社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 松本拓生氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、届け出を継続いたします。
- (2) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
- (3) 特定関係事業者の業務執行者等について
該当事項はありません。
4. 森村 望氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、届け出を継続いたします。
- (2) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 特定関係事業者の業務執行者等について
該当事項はありません。
5. 小埴ふみ子氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、届け出を継続いたします。
- (2) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- (3) 特定関係事業者の業務執行者等について
該当事項はありません。
6. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役候補者である松本拓生氏、森村 望氏及び小埴ふみ子氏の再任が承認された場合には、社外取締役としての期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項及び定款第24条の規定に基づく責任限定契約を松本拓生氏、森村 望氏及び小埴ふみ子氏と引き続き締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 取締役との役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の33頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	企業経営・経営戦略	業界の知見 (技術・営業)	グローバル 経験	DX・ 研究開発	財務・会計	法務・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	人事・労務・ 人材開発	サステナビリティ
								
石井 敏行	●	●	●	● (ICT)			●	●
兵藤 政和	●		●		●	●		●
伊藤 馨		●	●				●	●
河西 俊彦				● (ICT・DX)	●			●
高杉 丈之		●		● (ICT)			●	●
松本 拓生	● 社外 独立				●	●		
森村 望	● 社外 独立		●			●		
小棹 ふみ子	● 社外 独立				●	●	●	

●**社外** 社外取締役候補者 ●**独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役藤野秀美氏は2024年3月31日をもって辞任し、監査役楠田靖紀氏及び田頭能成氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化、充実を図るため、監査役1名を増員し、監査役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案が承認可決されますと、監査役は4名から5名となります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の地位	取締役会出席回数	在任年数
				監査役会出席回数	
1	再任	楠田靖紀	常勤監査役	100% (14回/14回) 100% (15回/15回)	3年
2		新任 佐久間一隆	参与	— (注)	—
3	社外	新任 独立 岸洋平	—	— (注)	—
4	社外	新任 独立 関根博	—	— (注)	—

新任 新任監査役候補者
 再任 再任監査役候補者
 社外 社外監査役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 新任の監査役候補者のため当該事項はございません。

候補者番号 1		くすだ やすのり 楠田 靖紀 (1957年11月22日生)	再任 在任期間 3年 取締役会出席 100%(14回/14回) 監査役会出席 100%(15回/15回)
所有する当社の株式数			13,800株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社
2012年 4月	エヌディーリース・システム株式会社代表取締役社長
2015年 4月	当社経営企画部長
2016年 4月	当社執行役員経営企画部長
2019年 4月	当社執行役員監査室長
2021年 4月	当社参与
2021年 6月	当社常勤監査役 (現任)

監査役候補者とした理由 楠田靖紀氏は、子会社のエヌディーリース・システム株式会社の社長や当社経営企画部長を務めるなど、財務・会計・経営に関し、豊富な経験と高い知見を有するとともに、監査室長として、監査業務にも精通しており、その経験・知見により、取締役の職務執行に関する監査機能強化の役割を果たしていただくことを期待して、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2		さくま かずたか 佐久間 一隆 (1961年9月8日生)	新任 在任期間 一年 取締役会出席 ー% 監査役会出席 ー%
所有する当社の株式数			3,800株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社
2014年 4月	当社北関東支店事務部長
2018年 4月	当社管理本部総務部長
2021年 4月	当社業務リスク管理部長
2022年 4月	当社執行役員業務リスク管理部長
2023年 4月	当社執行役員管理本部業務リスク管理部長
2024年 4月	当社参与 (現任)

監査役候補者とした理由 佐久間一隆氏は、当社において、総務、コンプライアンス・リスク管理等に関する分野における豊富な業務経験と高い知見を有しており、その経験・知見により、取締役の職務執行に関する監査機能を十分に発揮できるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3



きし ようへい
岸 洋平

(1956年8月28日生)

新任 **社外** **独立**

在任期間 一年
取締役会出席 ー％
監査役会出席 ー％

所有する当社の株式数 **0株**

**略歴、当社における地位
及び重要な兼職の状況**

1979年4月 監査法人中央会計事務所（後のみずぎ監査法人）入所
1982年3月 公認会計士登録
1996年8月 中央監査法人（後のみずぎ監査法人）代表社員
2007年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員（2019年6月同法人退所）
2019年7月 岸公認会計士事務所開所
2021年8月 清水建設不動産投資顧問株式会社監査役（非常勤）（現任）

社外監査役候補者とした理由

岸 洋平氏は、公認会計士として豊富な経験と専門知識を有しており、公正中立な立場で取締役の職務の執行及び当社の財務・経営全般に関して適切に監査できると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

4



せきね ひろし
関根 博

(1962年5月28日生)

新任 **社外** **独立**

在任期間 一年
取締役会出席 ー％
監査役会出席 ー％

所有する当社の株式数 **0株**

**略歴、当社における地位
及び重要な兼職の状況**

1985年4月 東京国税局入局
2016年7月 国税庁長官官房東京派遣主任国税庁監察官
2019年7月 東京国税局相模原税務署長
2021年7月 福岡国税局調査査察部長
2022年7月 東京国税局調査第四部長
2023年8月 税理士登録
関根博税理士事務所開所

社外監査役候補者とした理由

関根 博氏は、税理士として豊富な経験と専門知識を有しており、公正中立な立場で取締役の職務の執行及び当社の財務・税務全般に関して適切に監査できると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 岸 洋平氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外監査役候補者であります。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (2) 特定関係事業者の業務執行者等について
- 同氏は、過去10年間に当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は、2019年6月に同法人を退所しております。また、同氏は現在、当社の特定関係事業者である清水建設不動産投資顧問株式会社の監査役（非業務執行者）であります。
3. 関根 博氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外監査役候補者であります。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (2) 特定関係事業者の業務執行者等について
- 該当事項はありません。
4. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、社外監査役候補者である岸 洋平氏及び関根 博氏の選任が承認された場合には、期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項及び定款第31条の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 監査役との役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の33頁に記載のとおりであります。監査役候補者の選任が承認されますと、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する基準

当社は、以下の各号のいずれにも該当しない社外役員及びその候補者を、当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在及び過去10年間に於いて、当社または当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役または執行役員その他の使用人）であった者。
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者（業務執行取締役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の重要な使用人）。
3. 当社の主要な取引先（直近事業年度における取引の対価となる当社の取引先からの受取額が、当社の連結総売上高の2%を超える取引先）の重要な業務執行者。
4. 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における取引の対価となる当社の取引先への支払額が、その取引先の連結総売上高の2%を超える取引先）の重要な業務執行者。
5. 直近事業年度末における当社グループの借入額が、当社連結総資産の2%を超える借入先の重要な業務執行者。
6. 当社から役員報酬以外に多額の報酬（直近事業年度における1,000万円を超える報酬）を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルタントの専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）。
7. 当社の外部会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、当社の監査業務を実際に担当している者（ただし、事務的または補助的スタッフ以外の者）。
8. 当社から多額の寄付（直近事業年度における1,000万円を超える寄付）を受けている法人、団体等の理事その他の業務執行者。
9. 過去3年間に於いて、上記3から8のいずれかに該当していた者。
10. 当社または当社の子会社の重要な業務執行者の親族関係（配偶者または二親等以内の親族）。

以 上

事業報告(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、原材料価格の高騰、円安の進行や地政学的な要因はあるものの、経済活動の正常化、雇用・所得環境の改善や価格転嫁の進展を受け、個人消費や設備投資を中心とした、民間需要を主導に回復基調で推移しました。

当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ。)の主要事業である建設業界におきましては、政府建設投資が引き続き20兆円を上回る水準を維持し、民間建設投資も原材料価格高騰の懸念はあるものの、好調な企業収益を背景に設備投資マインドは強く、底堅く推移しました。

このような状況下、当社グループは、シミズグループと連携し新たな領域での受注獲得、官庁工事は積算精度・技術提案力の強化による受注確保、民間工事は質の高い受注拡大に向け、エリア環境に適合した戦略的営業を実行した結果、工事受注高は1,435億1千3百万円(前連結会計年度比12.2%増)、工事売上高は1,315億7千8百万円(同3.8%増)、製品等を含めた総売上高につきましては1,605億1千9百万円(同3.3%増)となりました。

利益につきましては、建設事業において徹底した工事管理により採算性が向上したこと等により、売上総利益は182億6千4百万円(同21.3%増)、営業利益は78億3千3百万円(同37.5%増)、経常利益は79億9千4百万円(同35.0%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年に投資有価証券売却益を計上したことによる反動減により、50億5千3百万円(同11.4%減)となりました。

	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
受注高	156,506	172,453	15,947増	10.2%増
(うち工事受注高)	(127,896)	(143,513)	(15,616増)	(12.2%増)
売上高	155,353	160,519	5,165増	3.3%増
(うち工事売上高)	(126,743)	(131,578)	(4,835増)	(3.8%増)
売上総利益	15,059	18,264	3,205増	21.3%増
営業利益	5,695	7,833	2,137増	37.5%増
経常利益	5,920	7,994	2,073増	35.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	5,704	5,053	650減	11.4%減

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

建設事業

売上高
131,578百万円
(前連結会計年度比3.8%増)

受注高は前連結会計年度に比べ、12.2%増の1,435億1千3百万円となりました。売上高につきましては、3.8%増の1,315億7千8百万円となりました。

建設事業における当社の主な受注工事・主な完成工事は次のとおりであります。



主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 北陸地方整備局	R 5 新 発 田 維 持 管 内 舗 装 修 繕 工 事	新 潟 県
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社	東 海 環 状 自 動 車 道 山 県 I C ~ 糸 貫 I C 間 舗 装 工 事	岐 阜 県
防 衛 省 沖 縄 防 衛 局	空 自 那 覇 外 (5) 駐 機 場 改 修 等 土 木 其 他 工 事	沖 縄 県
学 校 法 人 佐 藤 栄 学 園	平 成 国 際 大 学 サ ッ カ ー 場 ・ 野 球 場 改 修 工 事	埼 玉 県
清 水 建 設 株 式 会 社	阿 武 隈 風 力 発 電 所 建 設 工 事	福 島 県

主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 近畿地方整備局	大野油坂道路荒島第2トンネル下山地区舗装工事	福 井 県
国土交通省 北海道開発局	新千歳空港 南側 A 1 0 誘導路新設外工事	北 海 道
東日本高速道路株式会社	関越自動車道 高崎管内舗装補修工事	埼 玉 県 ・ 群 馬 県 ・ 栃 木 県
本州四国連絡高速道路株式会社	令和 4 年度瀬戸中央自動車道舗装補修工事	岡 山 県 ・ 香 川 県
学 校 法 人 青 山 学 院		

製造・販売事業

売上高
21,984百万円
(前連結会計年度比0.4%減)

売上高は前連結会計年度に比べ、0.4%減の219億8千4百万円となりました。

**賃貸事業**

売上高
5,766百万円
(前連結会計年度比7.8%増)

売上高は前連結会計年度に比べ、7.8%増の57億6千6百万円となりました。

**その他**

売上高
1,189百万円
(前連結会計年度比0.6%増)

売上高は前連結会計年度に比べ、0.6%増の11億8千9百万円となりました。

**2. 重要な設備投資の状況**

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、67億2千5百万円であります。

(1) 建設事業

2024年4月1日開設の土浦テクノBASEの建物等へ27億5千7百万円の投資を含め、総額39億2千9百万円の設備投資を実施いたしました。

(2) 製造・販売事業

経営基盤の整備、製造コストの削減を図るため、アスファルトプラント設備の拡充更新に17億2千1百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 賃貸事業

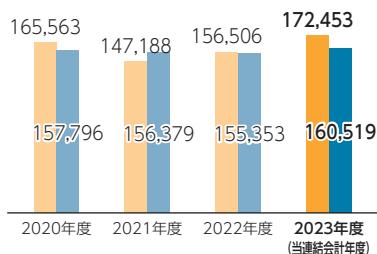
ユーザーの希望物件をリースするための賃貸資産等に4億4千6百万円の投資を実施いたしました。

3. 重要な資金調達の状況

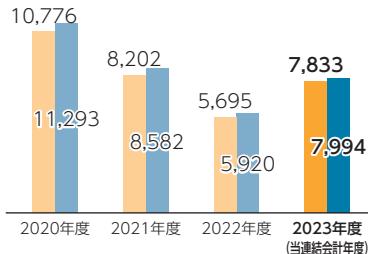
特記すべき資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況の推移

受注高/売上高 (単位:百万円)



営業利益/経常利益 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



1株当たり当期純利益 (単位:円)



総資産/純資産 (単位:百万円)



1株当たり純資産 (単位:円)



	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	165,563	147,188	156,506	172,453
売上高 (百万円)	157,796	156,379	155,353	160,519
営業利益 (百万円)	10,776	8,202	5,695	7,833
経常利益 (百万円)	11,293	8,582	5,920	7,994
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,598	5,667	5,704	5,053
1株当たり当期純利益 (円)	172.89	128.96	129.80	115.00
総資産 (百万円)	152,917	152,194	151,850	149,926
純資産 (百万円)	92,233	95,006	96,909	100,214
1株当たり純資産 (円)	2,095.70	2,158.72	2,201.95	2,276.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産は自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 2021年度期首から、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 4. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。2020年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

5. 対処すべき課題

当社グループの主要事業は舗装工事を中心とした建設事業であり、経営環境の変化が激しい中、揺るぎない技術力をもって、都市型・地方型等各地域の実状に即したエリア戦略を策定し、市場競争力の強化を図っていくことが重要課題であると認識しております。また、地域舗装会社の体制をさらに強化することで相乗効果を発揮するとともに、成長戦略としてM&Aへの積極的な取り組み、PPP/RFI事業への参画を推進してまいります。

すべてのステークホルダーから必要とされる企業を目指し、経営理念であるESG経営を引き続き推進してまいります。

(E) 気候変動リスクへの対応として、循環型社会の形成、生物多様性への配慮など環境に対する長期的な目標の達成に向け、当社グループの環境ビジョン「Nichido Blue & Green Vision 2050」及び「エコ・ファーストの約束」の取り組みを引き続き進めてまいります。

(S) 社会課題として、働き方改革を全社で推進するとともに女性が活躍できる職場環境の実現、ダイバーシティ・マネジメントの実践など人的資本への投資による企業価値向上に努めてまいります。

(G) ガバナンスに関しては、清水建設株式会社の連結子会社化に伴い、少数株主の利益保護の観点から取締役会の諮問機関として「特別委員会」を設置しており、同社またはその完全子会社との利益が相反する重要な取引・行為の有無について審議・検討を継続してまいります。

当社グループは、創立95年を迎えた本年、飛躍的成長を遂げる準備段階としての『成長基盤の強化期間』と位置付けて、「中期経営計画2024(2024～2026年度)」を策定いたしました。「コンプライアンスの徹底」「提供サービスの品質と収益性の向上」「働き方改革から働きがい改革へ」「DE&Iの推進」を重要課題として取り組みを推進し、マルチステークホルダーとの価値創造を図って次世代につながる発展を目指してまいります。

(1) コンプライアンスの徹底

当社グループは、役職員の行動規範として「コンプライアンス基本理念」及び「コンプライアンス指針」を制定し、毎年7月30日を「コンプライアンスの日」と定めて外部講師による特別講演等を行い、役職員のコンプライアンス意識のさらなる向上を図っております。

また、協力会社との適切な価格交渉をはじめ、独占禁止法を順守するための諸施策や、職場におけるハラスメントの防止等にも継続して取り組んでおります。今後もこれらの活動を通じて、皆様から高い信頼を得ることができる企業風土の醸成に努めてまいります。

(2) 提供サービスの品質と収益性の向上

①建設事業

人命尊重を最優先に安全第一主義のもと、適正な工期を確保し、「質の高い仕事」をすることに徹して、企業価値を高める施策を確実に推進してまいります。大規模工事はもとより、中・小規模工事においても情報化施工、ICTの活用度を高め、災害や事故の発生を抑止するとともに品質向上、コストダウンによる収益率の向上を目指しております。

また、当社グループの重点実施事項として掲げております「エリア環境に適合した戦略的営業を実行し、質の高い受注を拡大する」という目標達成に向け、スピードと攻めの姿勢に徹した提案営業を強化するとともに、清水建設株式会社と連携した新たな領域での民間営業を展開してまいります。

さらに、人財育成については4月に開設した土浦テクノBASEを活用して技術者のスキルアップのための教育を強化し、技術の伝承に取り組むとともに、次世代の担い手づくりも進めてまいります。

②製造・販売事業

原材料価格や燃料、電力価格の高騰が続いている中、利益の確保に向け、コストに見合う価格改定を実施するとともに、引き続きコスト削減に取り組んでまいります。

また、リサイクル事業の拡大、営業力の強化と製造・販売拠点の効率化のための拠点再配置を進めることにより、シェアの拡大を図ります。

さらに、安全環境対策につきましても、効果的な技術開発と環境に配慮した設備投資を実施するとともに、グリーン電力への切り替えや、化石燃料に代えて廃食油を始めとする代替燃料の導入も進めてまいります。

③海外事業

海外現地法人を有しているマレーシア、タイにおいては、これまでの事業基盤を基に日系企業を中心としたさらなる新規営業先の拡充により、安定した事業量の確保に努めるとともに、日本企業ならではの高品質な建設サービス提供を目指してまいります。また、新たに収益源となる事業として、高機能舗装材の販売促進や再生合材事業を推進するとともに、清水建設株式会社との連携強化を通じて海外事業の拡大に取り組んでまいります。さらに、将来を見据えた海外事業遂行に必要な人財育成も継続して実施し、収益体制の強化を目指してまいります。

④グループ事業

当社との連携強化やM&A、PPP/PFI事業を含め、経営環境に応じたエリア戦略の実行による事業領域拡大、収益力強化と成長力底上げを実現するため、営業所・合材センター・地域舗装会社の連携をさらに深めるとともに、内部統制体制・コンプライアンス強化とICT環境の整備による効率化を進め、グループ支援体制の強化を図ってまいります。

(3) 働き方改革から働きがい改革へ

当社は、「従業員を大切にできる会社」を経営ビジョンとして掲げ、従業員一人ひとりが「自身の人生を豊かに楽しく!」を実感できるよう、ワークライフバランスを充実させる取り組みを続けております。

働き方改革については、従来から、2024年問題をターゲットとして、従業員の労働状況の適切な把握と併せ、休日取得目標の設定、特定月に時間外労働45時間以内を必達するための活動を全支店で実施しており、上司と部下による「1on1ミーティング」を積極的に活用して課題解決に取り組んでいるところです。AI活用等DXによる業務のさらなる効率化などの施策を推進し「働きがい」を実感できる企業を目指してまいります。

(4) DE & I の推進

「人財確保・育成に引き続き取り組むとともに、多様な属性を尊重し、公平な活躍の場を提供する」というDE & Iの行動指針に基づき、女性活躍、外国人の受入及び障がい者雇用を積極的に進めるとともに、人事制度の見直しなどの施策により、多様な社員がそれぞれの能力を真に発揮できる環境を整備し企業価値向上を実現してまいります。

日本道路グループ 中期経営計画2024（2024～2026年度）の要旨

経営基本方針

品質MS

全てのステークホルダーから高い信頼と評価を得る企業として持続的な発展を目指すよう品質マネジメントシステムを実行し継続的に改善する

安全MS

人命尊重を最優先した安全第一主義を徹底し、労働安全衛生マネジメントシステムを継続的に改善、「安全文化」を定着させる

環境MS

環境ビジョン「Nichido Blue & Green Vision 2050」に拠り、地球環境負荷低減に向け環境マネジメントシステムを推進し、持続可能な地球環境の実現に貢献する

中期経営計画2024 重要課題

コンプライアンスの徹底（法令等順守）

提供サービスの品質と収益性の向上

働き方改革から働きがい改革へ

DE&Iの推進

お客様

株主

サプライチェーン

地域社会

地球環境

従業員

マルチステークホルダーとの価値共創

100年企業として次世代につながる発展へ

中期経営計画2024（2024～2026年度）の数値目標

（単位：百万円）

	2023年度		2024年度		2026年度		対2023年度
	実績		計画		目標		
工事受注高	143,513		138,000		139,000		96.9%
建設事業	131,578		135,000		137,000		104.1%
製造・販売事業	21,984		23,000		24,000		109.2%
共創事業※	6,956		7,000		8,000		115.0%
総売上高	160,519		165,000		169,000		105.3%
販売管理費	6.5%	10,430	6.7%	11,000	6.8%	11,500	110.3%
営業利益	4.9%	7,833	5.2%	8,500	5.9%	10,000	127.6%
当期純利益	3.1%	5,053	3.2%	5,200	3.9%	6,600	130.6%

※従来の「賃貸事業等」からマルチステークホルダーと新たな事業展開を推進する「共創事業」に変更いたしました。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 出資比率	当社との関係
清水建設株式会社	74,365百万円	50.1%	建設工事の請負、舗装資材等の販売、建設工事の発注等

- (注) 1. 当社の親会社は清水建設株式会社であり、同社は当社株式22,018千株（出資比率50.1%）を保有しております。なお、同社は当社の現在の企業文化や経営の自主性を尊重する方針であります。
2. 親会社等との間の取引に関する事項
- (1) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項
親会社等との下請発注・受注及び資材販売の取引条件につきましては、市場価格、総原価等を勘案して、取引ごとに交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
親会社等との重要な取引については、上記の留意事項や少数株主の利益保護の観点から独立社外役員で構成される特別委員会において審議・検討を行い、取締役会に対して助言・勧告を経たうえで、当社が社内基準に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。
また、当社は特別委員会に対して、当該取引に関する事項を定期的に報告し、当該委員会は、当社の利益が害されていないかどうかを定期的に監視しております。
- (3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。
- (4) 親会社との重要な財務及び事業の方針に関する契約等
当社が定めた「親会社との協議・報告に関する規程」及び「親会社事前の協議・報告基準」により、協議事項・報告事項について、事前の協議または報告を行っております。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エヌディーリース・システム株式会社	60百万円	100%	総合リース業、コンピュータソフトウェアの開発及び販売他
エヌディック株式会社	25	100	保険代理業
スポーツメディア株式会社	90	100	スポーツ施設等の企画・運営
環境緑化株式会社	70	100	公園・緑地・庭園等の造園工事

7. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

建設事業

舗装・土木・建築工事、その他建設工事全般に関する事業

製造・販売事業

アスファルト合材・乳剤、その他舗装用材料の製造・販売・リサイクルに関する事業

賃貸事業

自動車・事務用機器等のリース業務等

その他

不動産業、コンピュータソフトウェアの開発及び販売、事務用機器の販売、保険代理業、スポーツ施設等の企画・運営他

8. 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

(1) 当社の主要な営業所及び工場

本 社 東京都港区芝浦一丁目2番3号

(注) 当社は、2023年11月1日付で、本社を上記住所に一時移転しております。

営業所	
名 称	所在地
東 京 支 店	東京都大田区
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
中 部 支 店	愛知県名古屋
関 西 支 店	大阪府大阪市
四 国 支 店	香川県高松市
中 国 支 店	広島県広島市
九 州 支 店	福岡県福岡市
北 信 越 支 店	新潟県新潟市
東 北 支 店	宮城県仙台市
北 海 道 支 店	北海道札幌市

その他国内94カ所に営業所・出張所等設置

(注) 東京支店は、2023年8月28日付で東京都文京区から移転しております。

工 場	
名 称	所在地
川崎アスコン	神奈川県川崎市
埼玉合材センター	埼玉県所沢市
名古屋合材センター	愛知県名古屋市
泉北りんかい合材センター	大阪府泉大津市
香川アスコン	香川県坂出市
岡山合材センター	岡山県岡山市
福岡合材センター	福岡県宗像市
新潟合材センター	新潟県新潟市
仙台南アスコン	宮城県岩沼市
サッポロアスコン	北海道北広島市

その他国内79カ所に合材センター・混合所・乳剤工場・リサイクル工場設置

(2) 重要な子会社

名 称	所在地
エヌディーリース・システム株式会社	東京都港区
エヌディック株式会社	東京都港区
スポーツメディア株式会社	東京都港区
環境緑化株式会社	東京都大田区

(注) エヌディーリース・システム株式会社は、2023年11月1日付で、本社を東京都文京区から移転しております。

9. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,312(548)名	減37(減24)名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,622(382)名	減38(減6)名	41.4歳	14.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,000
株式会社三井住友銀行	500

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況に関する事項

1. 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 175,000,000株
(2) 発行済株式の総数 43,946,340株
(3) 株主数 6,960名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	22,018千株	50.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,642	8.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,547	3.5
日本道路取引先持株会	1,510	3.4
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL MSIP CLIENT SECURITIES	1,153	2.6
654	1.5	
明治安田生命保険相互会社	623	1.4
日本道路従業員持株会	531	1.2
JPMorgan証券株式会社	440	1.0
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	377	0.9

(注) 持株比率は自己株式 (3,105株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2023年10月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行うとともに、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第6条の発行可能株式総数を175,000,000株とする変更を行っております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況(2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井 敏行	
代表取締役	兵藤 政和	専務執行役員 管理本部長
取締役	伊藤 馨	専務執行役員 営業本部長兼安全環境品質・海外事業担当
取締役	河西 俊彦	常務執行役員 経営推進本部長
取締役	高杉 丈之	常務執行役員 生産技術本部長
社外取締役	松本 拓生	恵比寿松本法律事務所 代表 株式会社エプリー 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役 株式会社フェローテックホールディングス 社外監査役 東急株式会社 社外監査役
社外取締役	森村 望	
社外取締役	小椋 ふみ子	小椋ふみ子税理士事務所 代表 株式会社建設技術研究所 社外取締役 メタウォーター株式会社 社外取締役 株式会社トーエル 社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	楠田 靖紀	
常勤社外監査役	田頭 能成	
社外監査役	藤野 秀美	藤野秀美税理士事務所 所長 帝国通信工業株式会社 社外取締役
社外監査役	山森 裕一	株式会社オリコフォレントインシュア 非常勤監査役

(注) 1. 社外取締役松本拓生氏、森村 望氏及び小椋ふみ子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 2023年6月23日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、取締役曾根豊次氏は、任期満了により退任いたしました。

(2) 2023年6月23日開催の第118回定時株主総会において、兵藤政和氏、高杉丈之氏及び小椋ふみ子氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

(3) 2024年3月31日をもって社外監査役藤野秀美氏は辞任により退任いたしました。なお、藤野秀美氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有してございました。

3. 監査役の3氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有してあります。

(1) 常勤監査役楠田靖紀氏は、当社の監査室長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 常勤社外監査役田頭能成氏は、清水建設株式会社での豊富な業務経験と知識を有しており、客観的かつ公正な立場から適切な監査を遂行するための財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(3) 社外監査役山森裕一氏は、金融機関での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき各社外取締役及び各社外監査役との間で、法令の定める限度まで社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。なお、2024年3月31日をもって辞任いたしました社外監査役藤野秀美氏とも、同様の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等（既に退任または退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が負担することとなる損害（防御費用、損害賠償金及び和解金等）を填補するものであります。

ただし、故意による法令違反等に起因する被保険者自身の損害等を補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

また、当該保険契約は、1年ごとに契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 会社役員の報酬等

① 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	その他の報酬	
取締役 (うち社外取締役)	213 (17)	171 (17)	42 (-)	- (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	49 (29)	44 (26)	5 (2)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	263 (46)	215 (43)	48 (2)	- (-)	13 (6)

(注) 1. 上記には、2023年6月23日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記には、2024年3月31日をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

3. 使用人分給与の支払いはありません。

4. 上記には、2024年6月21日支給予定の当事業年度に係る取締役賞与（5名）42百万円、監査役賞与（2名）5百万円を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月23日開催の第118回定時株主総会において、使用人分給与を含む年額380百万円（うち社外取締役は年額40百万円）以内と決議されております。なお、当時の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）であります。

監査役の報酬限度額は、2023年6月23日開催の第118回定時株主総会において年額70百万円以内と決議されております。なお、当時の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、代表取締役及び独立社外役員から構成される役員人事委員会に諮問し、答申を得ております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び自社株式取得目的報酬並びに業績連動報酬等としての役員賞与で構成され、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

なお、当社の監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び業績連動報酬等としての役員賞与で構成され、非常勤監査役の報酬は基本報酬のみとしております。監査役の個人別の報酬の額は監査役の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

1) 固定報酬に関する方針等

基本報酬は、月例の固定報酬とし、経営及び業務執行を担う職責に対し、その対価として支給します。基本報酬は、従業員給与水準、他社水準も考慮しながら、経営環境を総合的に勘案して決定することとします。

自社株式取得目的報酬は、株主視点を経営に反映し、中長期的な株主価値の向上に資するため、自社株式を購入することを目的として、各月ごとに基本報酬と併せて支給します。同様の職位を担う場合、個人別の自社株式取得目的報酬は同額とし、役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中及び退任後一定期間継続してこれを保有するものとします。

2) 業績連動報酬等に関する方針等

業績連動報酬等は、金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置づけ、親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり配当額を役員賞与に係る業績指標とします。役員賞与は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が2,000百万円、1株当たり配当金が14円に達した場合に限り支給することとし、いずれか一方の業績指標が当該基準に満たない場合は支給しないこととします。

なお、当事業年度の実績は、親会社株主に帰属する当期純利益5,053百万円、1株当たり配当金60円であり、当該基準を満たしております。業績連動報酬等の額は、固定報酬の額に、目標達成度等に対する評価を行ったうえで一定の割合を乗じる方法により算定しております。

3) 報酬等の割合に関する方針等

役位別の報酬の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位ごとに各種報酬の割合を定めるものとします。なお、当社の取締役報酬は固定報酬である基本報酬及び自社株式取得目的報酬並びに業績連動報酬等である役員賞与で構成されており、非金銭報酬は支給しないものとします。

取締役の報酬等の種類別の割合の目安は次のとおりとしますが、各事業年度の業績指標に関する実績に応じて変動するものとします。

役位	固定報酬	業績連動報酬
会長	85%	15%
社長	80%	20%
副社長	80%	20%
専務	80%	20%
常務	85%	15%
取締役	85%	15%

4) 報酬等の決定の委任に関する事項等

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任するものとしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び役員賞与の額とし、役員賞与については各取締役の担当部門の目標達成度、当社グループの経営成績に対する貢献度等を踏まえた評価配分を含むものとします。

代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役及び独立社外役員から構成される役員人事委員会（その他外部有識者を構成員とする場合があるものとする。）に取締役の個人別の報酬等の額を開示のうえ、各取締役の基本報酬の額及び役員賞与の額について諮問し答申を得るものとします。代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて取締役の個人別の報酬の額を決定するものとします。

なお、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定につきましては、2023年6月23日開催の取締役会において、各取締役の基本報酬の額の決定を代表取締役社長石井敏行氏に委任する旨の決議をしております。また、2024年4月26日開催の取締役会において、各取締役の役員賞与の額の決定を代表取締役社長石井敏行氏に委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社グループの業績等を踏まえた各取締役の担当部門についての評価を行うことについて、代表取締役社長が適していると判断したためです。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会で判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会の諮問機関である役員人事委員会が、決定方針との整合性を含めて審議したうえで答申し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定した報酬の額を確認しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	松 本 拓 生	恵比寿松本法律事務所 代表 株式会社エブリー 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役 株式会社フェローテックホールディングス 社外監査役 東急株式会社 社外監査役	特別な取引関係はありません。
取締役	森 村 望	該当事項はありません。	特別な取引関係はありません。
取締役	小 棹 ふみ子	小棹ふみ子税理士事務所 代表 株式会社建設技術研究所 社外取締役 メタウォーター株式会社 社外取締役 株式会社トーエル 社外取締役（監査等委員）	特別な取引関係はありません。
監査役	田 頭 能 成	該当事項はありません。	特別な取引関係はありません。
監査役	藤 野 秀 美	藤野秀美税理士事務所 所長 帝国通信工業株式会社 社外取締役	特別な取引関係はありません。
監査役	山 森 裕 一	株式会社オリコフォレントインシュア 非常勤監査役	特別な取引関係はありません。

(注) 2024年3月31日をもって監査役藤野秀美氏は辞任により退任いたしました。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況（社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要を含む）
取締役	松本 拓生	<p>弁護士としての豊富な経験、高い見識と独立性を保った立場から、取締役会では、当社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスに関する助言や取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っており、また、役員人事委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議に携わるとともに、独立社外役員会議の委員として当社の事業等に関する事項等について発言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を適切に果たしております。</p> <p>特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から、親会社等との重要な取引・行為の有無について、審議・検討を行い、取締役会に対して助言・勧告を行っております。</p> <p>（当期開催の取締役会14回/14回（出席率100%）、役員人事委員会4回/4回（出席率100%）、独立社外役員会議7回/7回（出席率100%）、特別委員会5回/5回（出席率100%））</p>
取締役	森村 望	<p>経営者としての豊富な経験、高い見識と独立性を保った立場から、取締役会では、当社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する助言や取締役会の適正性を確保するための発言を行っており、また、役員人事委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議に携わるとともに、独立社外役員会議では、筆頭独立社外取締役として、会議を主導しており、社外取締役に求められる役割・責務を適切に果たしております。</p> <p>特別委員会の委員長として、少数株主の利益保護の観点から、親会社等との重要な取引・行為の有無について、審議・検討を行い、取締役会に対して助言・勧告を行っております。</p> <p>（当期開催の取締役会14回/14回（出席率100%）、役員人事委員会4回/4回（出席率100%）、独立社外役員会議7回/7回（出席率100%）、特別委員会5回/5回（出席率100%））</p>
取締役	小棹ふみ子	<p>税理士としての豊富な経験、高い見識と独立性を保った立場から、取締役会では、当社の事業に関する助言や取締役会の適正性を確保するための発言を行っており、また、役員人事委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議に携わるとともに、独立社外役員会議の委員として当社の事業等に関する事項等について発言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を適切に果たしております。</p> <p>（2023年6月23日に社外取締役に就任以来開催された取締役会11回/11回（出席率100%）、役員人事委員会1回/2回（出席率50%）、独立社外役員会議5回/5回（出席率100%））</p>
監査役	田頭 能成	<p>建設業に関する高い見識を活かし、取締役会及び監査役会では、当社グループの経営における重要事項に関して常勤監査役として客観的・中立的立場から適宜必要な発言を行っております。また、内部監査を行う監査室から定期的に監査状況の報告を受け、監査室と連携して当社グループの事業所等の監査を実施しております。</p> <p>（当期開催の取締役会14回/14回（出席率100%）、監査役会15回/15回（出席率100%））</p>
監査役	藤野 秀美	<p>税理士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会では、社外監査役として他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務執行を監査し、財務・税務に関して適宜必要な発言を行っており、また、役員人事委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議に携わるとともに、独立社外役員会議の委員として当社の事業等に関する事項等について発言を行っております。</p> <p>特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から、親会社等との重要な取引・行為の有無について、審議・検討を行い、取締役会に対して助言・勧告を行っております。</p> <p>（当期開催の取締役会10回/14回（出席率71%）、監査役会11回/15回（出席率73%）、役員人事委員会4回/4回（出席率100%）、独立社外役員会議6回/7回（出席率86%）、特別委員会3回/5回（出席率60%））</p>
監査役	山森 裕一	<p>金融機関及び事業会社での豊富な経験を活かし、取締役会及び監査役会では、社外監査役として他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しており、当社の事業や資金調達等について客観的・中立的立場から適宜必要な発言を行っております。</p> <p>（当期開催の取締役会14回/14回（出席率100%）、監査役会15回/15回（出席率100%））</p>

(注) 1. 2024年3月31日をもって監査役藤野秀美氏は辞任により退任いたしました。
 2. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は財務体質の強化及び安定的な経営基盤の確保並びに従業員の生活水準の安定・向上を図るとともに、株主の皆様に対しましては、安定配当の維持と適正な利益還元を利益配分の基本方針とし、1株当たりの配当額は現状の水準を維持し、業績に応じて配当額を増額する方針としております。

当期の期末配当金につきましては、2024年5月13日開催の取締役会において、1株当たり60円と決議しております。

2025年3月期の配当につきましては、安定的・継続的な経営成績をベースに、現状の水準どおり1株当たり60円（連結配当性向50.7%）を予定しております。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議で行う旨を定款に定めております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	109,042
現金預金	33,601
受取手形・完成工事未収入金等	56,613
電子記録債権	6,100
リース債権及びリース投資資産	8,067
商品	160
未成工事支出金	63
原材料	1,158
その他	3,314
貸倒引当金	△37
固定資産	40,883
有形固定資産	35,657
建物・構築物	11,758
機械・運搬具・工具器具・備品	5,374
賃貸資産	1,324
土地	17,035
建設仮勘定	164
無形固定資産	2,180
投資その他の資産	3,044
投資有価証券	1,624
その他	1,503
貸倒引当金	△83
資産合計	149,926

負債の部	
流動負債	40,430
支払手形・工事未払金等	27,663
電子記録債務	2,275
短期借入金	1,000
未払金	2,168
未払費用	2,272
未払法人税等	2,082
未成工事受入金	1,373
完成工事補償引当金	90
工事損失引当金	36
役員賞与引当金	81
その他	1,386
固定負債	9,281
長期借入金	8,700
退職給付に係る負債	251
その他	330
負債合計	49,711
純資産の部	
株主資本	99,693
資本金	12,290
資本剰余金	14,523
利益剰余金	72,884
自己株式	△4
その他の包括利益累計額	358
その他有価証券評価差額金	442
為替換算調整勘定	△403
退職給付に係る調整累計額	320
非支配株主持分	162
純資産合計	100,214
負債及び純資産合計	149,926

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		160,519
売上原価		142,254
売上総利益		18,264
販売費及び一般管理費		10,430
営業利益		7,833
営業外収益		
受取利息及び配当金	65	
為替差益	38	
その他	111	216
営業外費用		
支払利息	26	
その他	29	55
経常利益		7,994
特別利益		
固定資産売却益	660	
投資有価証券売却益	2	662
特別損失		
固定資産除却損	295	
減損損失	502	
その他	43	841
税金等調整前当期純利益		7,816
法人税、住民税及び事業税	2,797	
法人税等調整額	△51	2,745
当期純利益		5,070
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		5,053

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	84,657	流動負債	39,846
現金預金	23,940	支払手形	1,104
受取手形	2,088	工事未払金	18,583
完成工事未収入金	42,394	買掛金	4,875
売掛金	5,950	電子記録債務	2,275
電子記録債権	5,979	短期借入金	4,710
未成工事支出金	68	未払金	1,891
原材料	1,124	未払費用	2,075
短期貸付金	127	未払法人税等	1,571
その他	2,995	未成工事受入金	1,308
貸倒引当金	△11	完成工事補償引当金	90
固定資産	46,508	工事損失引当金	36
有形固定資産	32,957	役員賞与引当金	46
建物・構築物	11,697	その他	1,277
機械・運搬具	2,888	固定負債	9,223
工具器具・備品	512	長期借入金	7,700
土地	16,941	退職給付引当金	632
リース資産	752	その他	890
建設仮勘定	164	負債合計	49,069
無形固定資産	2,143	純資産の部	
投資その他の資産	11,407	株主資本	81,664
投資有価証券	1,438	資本金	12,290
関係会社株式	911	資本剰余金	14,520
長期貸付金	8,143	資本準備金	14,520
その他	1,362	利益剰余金	54,858
貸倒引当金	△449	利益準備金	3,072
資産合計	131,165	その他利益剰余金	51,786
		固定資産圧縮記帳準備金	703
		別途積立金	21,365
		繰越利益剰余金	29,717
		自己株式	△4
		評価・換算差額等	431
		その他有価証券評価差額金	431
		純資産合計	82,096
		負債及び純資産合計	131,165

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	115,921	
製品等売上高	24,194	140,116
売上原価		
完成工事原価	104,060	
製品等売上原価	21,669	125,729
売上総利益		
完成工事総利益	11,861	
製品等売上総利益	2,524	14,386
販売費及び一般管理費		8,824
営業利益		5,561
営業外収益		
受取利息及び配当金	117	
その他	112	230
営業外費用		
支払利息	94	
その他	29	124
経常利益		5,667
特別利益		
固定資産売却益	659	
投資有価証券売却益	2	662
特別損失		
固定資産除却損	294	
減損損失	489	
その他	74	859
税引前当期純利益		5,471
法人税、住民税及び事業税	1,914	
法人税等調整額	△54	1,859
当期純利益		3,611

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

日本道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 井上 秀之
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 長崎 将彦
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本道路株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

日本道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 井上 秀之
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 長崎 将彦
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本道路株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

日本道路株式会社 監査役会

常勤監査役 楠田靖紀[㊞]

常勤社外監査役 田頭能成[㊞]

社外監査役 山森裕一[㊞]

以上

NICHIDO Topics

土浦テクノBASE ～「技術の日本道路」の持続的な進化の実現を目指し、日本道路の価値を体感できる場へ～

2024年4月に運用開始した土浦テクノBASEは、技術研究所、研修センター、機械センターの3つの機能を統合した複合施設です。敷地内のテストヤードでは基本的な舗装の実習から特殊工法の体験、新技術の検証などが可能となっており、技術・技能の伝承と習得を目的に社員に寄り添った教育を実現していきます。

また、当社の90余年の歴史や最先端の舗装技術など幅広い情報を紹介するショールームも併設しており、日本道路グループの情報発信拠点としても活用していきます。

共生する
～地域と共生する～

BELS※1 5つ星評価、ZEB認証※2の取得など、地球環境にも配慮。災害時の避難場所や地域交流の場として活用する。

共創する
～顧客と共創する～

当社の技術力を発信するため、工法・製品をショールームで展示。研究機関や企業などとコラボレーションする場と機会を提供する。

つながる
～社員とつながる～

社員の「知りたい」「学びたい」を実現できる機会を提供。社員が当社の魅力を外部に伝えるきっかけとする。

＼ ZEB認証取得 /

省エネ：地中熱利用システム
創エネ：太陽光発電 を導入！

省エネ
へらす
創エネ
つくる

エネルギー消費量が正味ゼロ！

従来の建物に必要なエネルギー - ZEBで使うエネルギー = ZEBで創るエネルギー = 0

所在地：茨城県土浦市おおつ野1-4-1
総面積：41,434m²
構造物・規模：研究研修棟（地上3階）
宿泊棟（地上3階）
整備棟（中2階）
機械格納庫（地上1階）

※1 BELS 建築物省エネ性能を第三者評価機関が星の数で5段階評価し認定する制度。

※2 ZEB認証 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

土浦テクノBASE施設紹介

歩いて学べる屋外エリア！実際に様々な舗装の上を歩いて体感することができます。

スーパーPETアスコン



回収した廃PETボトルに化学処理を施した材料を使用したアスファルト舗装です。

太陽光発電舗装

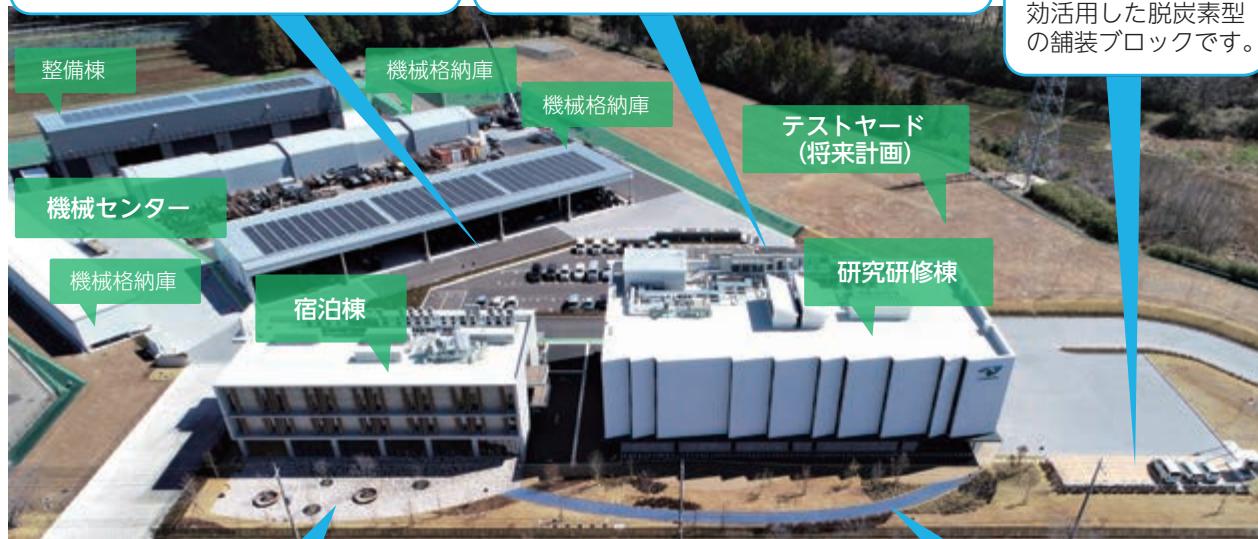


路面に太陽光発電パネルを埋め込むことで、道路を新たな「発電場所」として有効活用することができます。

木煉（もくれん）



間伐材等の木材を有効活用した脱炭素型の舗装ブロックです。



レインボーエコロブロックBiz



超微多孔質セラミック基盤の破砕材を用いたインターロッキングブロックです。従来の保水ブロックに比べ保水力を大幅に向上させています。

快適歩走



陸上競技場で使用されているウレタン樹脂を透水性アスコンの表面空隙部に充填した、ランナーや歩行者の足腰に負担が少ない「人に優しい舗装」です。

研究研修棟

ショールーム、実験室、ワークスペースが一体となった研究研修棟です。
お客様・社員・地域（住民や学生など）の方々に、日本道路の技術力やソリューションの数々、道の先の「未知」を切り拓くビジョン、そして常に挑戦を続けてきた当社のDNAを、体験を通じてお伝えします。

日本道路の価値を伝えるショールーム

日本の「道づくり」「街づくり」の発展と成長を支えてきた技術や歴史などを紹介しています。

社員はもちろん、お客様にも可能な限りオープンにし、積極的に異業種とのコラボレーションを誘発します。過去から現在、そして未来へと続く、日本道路の軌跡を紹介します。



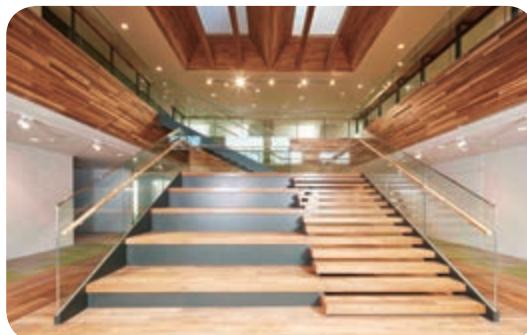
次世代のための技術開発を行う実験室

近年では、SDGsやカーボンニュートラルなど環境に配慮した技術開発を進めており、アスファルト混合物の再生利用や代替バインダの開発、廃PETボトルを用いた舗装、太陽光発電舗装の開発などを行っています。

コミュニケーションの中心となる大階段と働く場所を選択できるワークスペース

大階段を中心に社員同士の会話が自然と始まるようなインフォーマルなコミュニケーションを生み出します。

「日本道路の森」がある高知県梶原町の木材を大階段等に使用し、ワークスペースにはフリーアドレスを導入することで、社内コミュニケーションの活性化と業務の生産性向上を目指します。



日本道路グループのサステナビリティに関する取り組み

国内初の廃漁網を活用したアスファルト改質剤



使用済みのPET製廃漁網



県道10号塩釜巨理線／宮城県

当社と花王株式会社は使用済のPETボトル由来の添加剤を原料にした「PETアスコン」を開発し、今回新たな取り組みとして、花王株式会社・製網業界と連携し、今まで廃棄処分されていたPET製の廃漁網を原料の一部としたアスファルト改質剤を開発いたしました。

この取り組みは宮城県の「みやぎ産業廃棄物3R等推進事業費補助金（研究開発等）」に採択され、同県の岩沼市の県道舗装に国内で初めて試験的に導入いたしました。

今後は、実用化に向けて、施工後のわだち掘れ[※]などの数値を確認し廃棄物の地域内循環利用を目指します。

[※]わだち掘れ：車輪の荷重によって道路の表層に溝状の変形が発生すること

アスファルト合材バーナー燃料に廃食油を使用



家庭等で食用油を使用

廃食油に再生

廃食油を加熱燃料として活用

製造した材料を舗装に活用

2024年1月から長崎合材センターで、アスファルト混合物の製造過程で使う燃料を、A重油の専焼からA重油と廃食油の混焼に転換いたしました。

A重油と廃食油を6対4の割合で混焼することで、従来のA重油専焼に比べ約38%のCO₂排出量を削減できます。

2025年までに全国20カ所の工場に導入を予定しており、当社グループの年間のCO₂排出量の約11%に相当する、1万1,000トンのCO₂排出量の削減を目指します。

当社グループは、引き続き「Nichido Blue & Green Vision 2050」目標達成及び「エコ・ファースト企業」の約束である、「カーボンニュートラル実現」に向け、さらなる取り組みを強化してまいります。

2023年度 工事写真

2023年度の工事写真をご紹介します。



(学校法人箕面自由学園／大阪府)



(関越自動車道／群馬県)



(荒島第2トンネル／福井県)



(国道9号／島根県)

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝浦一丁目2番3号

シーバンスS館1階 大ホール 電話番号 03(4218)4891 (代)

交通

■ JR・モノレール

浜松町駅

■ 南口より

徒歩約10分 (歩行者デッキ経由)

■ 都営地下鉄大江戸線・浅草線

大門駅

■ A1出口より

徒歩約15分

■ ゆりかもめ

日の出駅

■ 2A出口より

徒歩約5分



シーバンスS館
1階 大ホール



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



環境大田認定
エコ・ファースト企業
環境先進企業として
持続可能な地球環境の実現
に取り組んでいます



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
www.fsc.org
FSC® C013080



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。